

◆新商品の取扱い開始についてのお知らせ

オリーブ少額短期保険株式会社は、2026年7月16日より、以下の3商品の販売を開始いたします。

■ 取扱いを開始する商品

オリーブの **新** 死亡保険

オリーブの **新** 死亡保険
引受基準緩和型死亡保険

オリーブの **新** 医療保険

3つの特約を追加し、入院・がん・特定疾病・介護・災害死亡・特定障害の保障と併せ「選べる特約」を充実しました。従来は別商品での引受としていたこれらの特約について、基本保障とする1つの商品に自在に付帯可能としています。お客様のニーズに応じて、必要な保障をより柔軟にお選びいただけます。

これまでの保障・選べる特約はそのまま
+ 新たに3つの「選べる特約」を追加

■ 選べる特約のラインアップ

今回追加

熱中症・インフルエンザ保障
特約

骨折一時金特約

無告知型 女性特有疾病一時金
特約

入院保障	疾病入院一時金特約 / 引受基準緩和型 疾病入院一時金特約 新災害入院一時金特約
がん・特定疾病保障	がん診断一時金特約 新特定疾病一時金特約
介護保障 (契約年齢65～89歳)	新軽度介護一時金特約 新重度介護一時金特約
災害保障	災害死亡特約 特定障害特約

■ 取扱い概要

取扱開始日	2026 年 7 月 16 日
対象商品	オリーブの新死亡保険／オリーブの新死亡保険 引受基準緩和型 オリーブの新医療保険

今回追加する3つの選べる特約

■ 熱中症・インフルエンザ保障特約

熱中症およびインフルエンザA型／B型による治療・入院を対象とし、3つのプランから給付金額を選択できます。

お支払事由	給付金名称	プラン①	プラン②	プラン③
日射・熱射による障害（熱中症）で、医師の判断により病院・診療所で治療を受けたとき	熱中症治療給付金	5,000 円	10,000 円	30,000 円
日射・熱射による障害（熱中症）で、治療を目的として入院を開始したとき	熱中症入院給付金	10,000 円	30,000 円	50,000 円
インフルエンザA型／B型に罹患し、病院・診療所で抗インフルエンザ薬を処方されたとき	インフルエンザ治療給付金	3,000 円	5,000 円	10,000 円
インフルエンザA型／B型に罹患し、治療目的で継続2日以上入院したとき	インフルエンザ入院給付金	10,000 円	30,000 円	50,000 円

※各給付金は、保険期間を通じてそれぞれ1回の給付を限度とします。

■ 骨折一時金特約

お支払事由	給付金名称	3万円プラン	5万円プラン	10万円プラン
不慮の事故による骨折で、事故日から180日以内かつ保険期間中に病院・診療所で治療を受けたとき	骨折一時金	3万円	5万円	10万円

※骨折一時金は、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。

■ 無告知型 女性特有疾病一時金特約

契約年齢：20～79歳

女性特有疾病の治療・入院に備える無告知型の特約です。

給付金名称	お支払事由	給付金額	対象疾病等
女性特有疾病一時金	次のいずれかに該当した場合 ・初めて治療を受けた場合 ・診断確定日から起算して180日を経過 した日以降に入院した場合	5万円	子宮頸がん・子宮平滑筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・卵巣がん・乳がん・子宮体がん
女性特有疾病割増一時金	女性特有疾病一時金が支払われる場合で、その対象疾病が年代別に定める疾病に該当した場合	5万円※	20代：子宮頸がん・子宮内膜症・卵巣のう腫 30代：子宮頸がん・子宮平滑筋腫・卵巣のう腫 40代以上：乳がん・子宮体がん・卵巣がん

※上記2つの給付金は、診断確定日が初年度の始期日から60日までの場合は給付金額の30%、61日から180日までの場合は70%を乗じた金額となります。

※詳細の支払事由や限度額等については、パンフレット・重要事項説明書・約款をご確認ください

これまでの選べる特約

以下の選べる特約は、これまでどおりお選びいただけます。今回追加する3つの特約と組み合わせ、お客様のニーズに応じた保障を設計できます。

保障区分	特約名	主なお支払事由	給付金額・プラン等
入院保障	疾病入院一時金特約 / 引受基準緩和型 疾病入院一時金特約	疾病（異常分娩を含む）または事故傷害で、治療を目的として2日以上入院したとき 不慮の事故による傷害を原因として2日以上入院し、事故日から180日以内に入院したとき	5・10・20万円
	新災害入院一時金特約		5・10・20万円
がん・ 特定疾病保障	がん診断一時金特約	初めてがんと診断確定されたとき	10・20万円
	新特定疾病一時金特約	急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、治療を目的として病院・診療所へ1日以上入院したとき	10・20万円
介護保障 契約年齢 65～89 歳	新軽度介護一時金特約	傷害または疾病を原因として、要介護2または要介護3に該当すると認定されたとき	5・10・20万円
	新重度介護一時金特約	傷害または疾病を原因として、要介護4または要介護5に該当すると認定されたとき	5・10・20万円
災害保障	災害死亡特約	不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとき	100 万円
	特定障害特約	不慮の事故による傷害を直接の原因として、身体障害表の第1級または第2級の障害状態に該当したとき	第1級：100万円 第2級：70万円

特約の付加・支払条件に関する主な注意事項

- ・疾病入院一時金特約と新災害入院一時金特約、新軽度介護一時金特約と新重度介護一時金特約、災害死亡特約と特定障害特約は、それぞれ同時付加となります。
- ・がん診断一時金特約は、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合など、給付対象外となる期間があります。
- ・保険期間における一時金・給付金の支払金額は、付加された特約により支払われる各一時金・給付金と合算して80万円を限度とします。
- ・疾病入院一時金額は、初年度の責任開始日から6ヶ月以内の場合、各プランの金額に50%を乗じた金額を給付とします。

■ 今回追加する3特約との組み合わせイメージ

これまでの選べる特約 入院・がん・特定疾病・介護・災害	+	今回追加する3特約 熱中症・インフルエンザ／骨折／女性特有疾病
--------------------------------	---	------------------------------------

※詳細の支払事由や限度額等については、パンフレット・重要事項説明書・約款をご確認ください

◆ 本件に関するお問い合わせ
オリーブ少額短期保険株式会社
お客様窓口 TEL：0120-607-205